

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	特定物象量の表記の抹消	根拠条項	第150条				
処分基準	<p>○都道府県知事又は特定市町村の長は、法第148条第1項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を経済産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。</p> <p>都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	交付機関		目次NO	15